

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤野次雄
同	高品彰
同	前田一
同	梶村充
同	大山しょうじ

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 9 月 28 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、一般任期付職員であることも青少年局の職員（以下「当該職員」といいます。）に対する「給与は、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき支給する必要があるが、第 4 条に規定されている給料表を適用せず」、「横浜市一般職職員の給与に関する条例を適用し、第 4 条第 1 号行政職員給料表（別表第 1）を当てはめ、管理職手当、期末手当、扶養手当、住居手当等を上乘せし、公金から支出される給与等を不正に支給した。」と主張しています。

しかし、当該職員の任用区分及び給与の支給に関して、次の 1 及び 2 に記載することが認められます。

1 当該職員の任用区分について

横浜市一般職の任期付職員には、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月横浜市条例第 115 号。以下「任期付職員条例」といいます。）第 2 条第 1 項の規定により採用された職員と、同条第 2 項の規定により採用された職員がいます。前者は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「任期付職員法」といいます。）第 3 条第 1 項の規定による特定任期付職員であり、後者は同条第 2 項の規定による一般任期付職員です。

職員措置請求書及び事実証明書の記載によると、当該職員は一般任期付職員です。

2 一般任期付職員の給与に関する規定について

一般任期付職員は、任期付職員法及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定から、一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めた横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「一般職給与条例」といいます。）に基づき給与が支給されます。請求人が違法又は不当の根拠とする任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定される給料表は、同項の規定のとおり、特定任期付職員に適用されるものです。

このことから、一般任期付職員に対し、一般職給与条例に基づき給与を支給することに違法又は不当な点はなく、当該財務会計上の行為を違法又は不当とする理由を摘示しているとは認められません。

なお、請求人は、「一般職の任期付職員の採用は、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び規則に基づき行う必要があるが、第 2 条に規定された手続に違反して、予てより業務委託していた利害関係者である特定の弁護士を採用した。」と主張していますが、当該職員を「採用した」ことは財務会計上の行為に該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。